

第一議題

東京帝國大學教授 今井登志喜氏

元東京帝國大學教授 蠟山政道氏

東京市政調査會研究員兼參事

弓家七郎氏

第二議題

法制局參事官 入江俊郎氏

東京市總務局長 前田賢次氏

なほ會議事務局たる東京市政調査會が右の兩議題に就いて解説せるところを摘記すれば大體次の如くである。

第一議題 本邦都市發達の動向と其の諸問題

本邦都市發達の特質

本邦都市の特質

本邦都市の起源

本邦都市發達の諸原因

本邦都市發達の諸研究

王朝時代に於ける都市の建設

鎌倉・室町時代に於ける都市の發達

戰國時代に於ける都市の特質

封建時代に於ける城下町の發達

幕末開國前後に於ける都市の盛衰

明治維新に於ける都市の發達

本邦都市の現状

都市の分布状態——これに就ては先づ都市の分布状態が問題となるであらう。我が國都市の現状を見れば巨大都市への人口集中が最も顯著である。それは人口百万以上の巨大都市が既に四を算してをり、しかもこれら巨大都市の人口吸収率が

最も大であることにも示されてゐる。而して十萬以上三十萬以下の都市は三十四に達してゐるのに、其の中間に位する三十萬以上百万以下のものは僅か四に過ぎないのであるが、これは果して健全な發達の姿であらうか。又全國に於ける都市の地理的分布を見れば、其の著しき部分が京濱地方、名古屋地方、京阪神地方及び北九州地方等に偏在集中してゐる傾があるが、これは何が故にかくの如き形態をもつに至つたのであるか。其の原因竝に得失に關しては、對策と共に活潑なる論議を期待する。

都市の人口構成状態——又都市の人口構成はどうなつてゐるか。其の出生地別・性別・年齢別・職業別等の状態は、其の出生率・死亡率等と共に、都市によりても異り、而してそれらは政治上・經濟上・社會上の諸問題とも密接なる關聯を有してゐる。

都市の衛生状態——殊に住民の保健衛生上からいへば、都市の生活は甚しく非衛生的にして住民の生活力を弱めるものであるといはれ、其の出生率の減退、乳幼児死亡率の高きこと、傳染病患者の多きこと、徴兵検査に於ける不成績等の事實に照して論證せられてゐるやうである。しかしながら、かくの如きは都市生活に避くべからざる運命であるか、或は計畫と指導との如何によりては除去することもできる缺陷ではあるまいか。

これらの問題を明かにすることは、都市に對する政策を決定するためにも甚だ必要であらう。都市の經濟上及び政治上に於ける地位

都市の經濟的補給區域

都市の生産力

都市に於ける行政事務の變遷

大都市の有する特殊的地位

都市民の自治能力

都市の發達と對策

本邦都市の將來

都市の發達助長方策

都市の適度

中小都市の振興方策

過大都市の防止方策

都市分散の方策

都市の災害防止方策

地方計畫・國土計畫・産業立地

都市と農村との關係

第二議題 都市の人事行政

一般問題・職制・任免・昇進・轉任・教養訓練・待遇・其の他(細目略)

比律賓移民制限法の成立

昭和十一年ケソン大統領が議會教書の中で比律賓が從來採用してゐた一九一七年の米本國の移民法に替つて東洋人に對する差別待遇を排除せる新移民法を採用すべきことに言及してから此の新しく制定さるべき移民法は特に我が國の注目するところであつたが、其の後昭和十三年末比律賓政府の要請によつて米國務省よりジョージ・W・グラント及勞働省よりウィクソンの兩専門委員の來島を見、新移民制限法案の起草をみた。

此の新移民制限法案の表面の理由とするところは、一、東洋人に對する差別待遇の廢除、二、一國特に支那の大量移民の制限及び三、ユダヤ避難民の入國制限の三つで、各國宛割當數を一律に一千名とするものであつた。本法案が差別待遇撤廢の美名の下に我が國に與へる實際上の制限は、我が國移民が從來比島の開發と繁榮とに貢獻せる事實に對しても極めて公正を缺く非友誼的のものであつたが、昨昭和十四年には一月の通常議會にも七月の特別議會にも單に提案の噂のみで遂に其の事なく今年に及んだ。然るに今昭和十五年一月通常議會でケソン大統領の德意あり、三月十一日比律賓國民議會勞働移民委員會は之を無修正採擇、三月十五日法案一七三二號として之を議會に送附したが、四月十二日第二讀會は二九對一八票を以て原案「一千名」を「五百名」に修正、五月二日第三讀會は六七對一票を以てこの修正案を可決した。五月二十八日ケソン比島大統領の署名を了へ、更に米國大統領の署名終了次第法律として發布される筈である。

同法中特に我が國に關係ある條章を擧ぐれば次の如くである。

比律賓移民制限法(外務省假譯)

非移民

第九條 比島に渡來セントスル外國人ニシテ左記種類ノ一ニ該當スルモノ及特別ニ許可シ得ルモノハ非移民トシテ入國ヲ許可サルヘシ

(A) 商用、觀光及保健上ノ理由等ノ爲渡來スル一時的旅行者

(B) 比島以外ノ目的地ヘノ旅行者ニシテ一時的ニ通過スルモノ

(C) 比島港灣ニ寄港スル外國船舶ノ乗組員ニシテ單ニ寄港ノタメノ一時的入國セントスルモノ

(D) 比律賓トノ通商對手國ノ國民ニシテ單ニ貿易ニ從事スル商人及其ノ妻並二十一歳以下ノ未婚子女或ハ其ノ店員ニシテ入國セントスルモノ

但シ此ノ場合ハソノ通商對手國カ比律賓市民ニ對シ同様ノ特典ヲ附與スルヲ條件トス

(E) 既ニ法律上永住ヲ許可サレ居ルモノニシテ屢次ノ海外旅行ヨリ比島ニ於ケル未放棄ノ住所ニ歸ルモノ

(F) 十五歳以上且修學上充分ナル學資及衣食住費ヲ有スル學生ニシテ正規ノ學校若クハ移民官ニ依リ外國學生ノ教育スルヲ認メラレタル他ノ學校等ニ於テ一時的及單ニ修學ヲ目的トシテ比島ニ入國セントスルモノ

移民

第十三條 本法規定條項ニ於テハ「非割當移民」タル移民ハ如何ナル外國人(國籍ノ有無ヲ問ハス)ト雖モ曆年五百名ヲ超エ比島入國ヲ許可スルヲ得ス

但シ次ノ「非割當移民」タル移民ニ限り法律上ノ制限ヲ受ケス

(A) 豫メ前以テ雇傭契約カアリ查證發給者カ本法第二十條ニ基キ認可シタル外國人及其ノ妻並二十一歳以下ノ未婚ノ子女或ハ其ノ店員ニシテ入國ノ日ヨリ向フニケ年間ヲ限り移民トシテ滞在スルモノ

(B) 妻、夫若クハ二十一歳以下ノ未婚ノ子女ニシテ

比律賓市民權ヲ有シ居ル者ヲ同伴スルトキ

(C) 既ニ法律上永住ヲ許可サレ居ル其ノ母カ外國ヘノ一時旅行中出生スル子女ハ其ノ出生ノ日ヨリ五ケ年以内ニ入國許可ヲ申請シ兩親ト同伴スルトキ

(D) 兩親同伴ノ移民查證發給ノ後出生シタル子女ノ查證ハ引續キ有效トス

(E) 比律賓市民權ヲ有シ居リタル婦人ニシテ外國人トノ婚姻ノ爲市民權ヲ喪失シ若クハ其ノ夫ニヨリ市民權ヲ喪失セルモノ及其ノ母ト同伴スル二十一歳以下ノ未婚ノ子女

(F) 本法ノ效力發生ニ同意スル以前ニ既ニ法律上永住ノ許可ヲ得居ル外國人ノ妻、夫若クハ二十一歳以下ノ未婚ノ子女カ本法發動後二ケ年以内ニ許可ヲ得タルトキ

新規許可

第二十二條 一時的比島國外ニ旅行セントシ新規許可ヲ望ムモノハ如何ナル居留外國人ト雖其旨移民官ニ申請スヘシ、若シ移民官右申請者カ比島永住ヲ法律上許可セラレ居リタルコト認ムルトキハ一ケ年間ヲ超エサル期間有效トスル新規許可證ヲ發給シ得、但シ申請者ニ於テ右期間延長ヲ申請シ且申請者ヨリ相當理由ヲ示シタルトキハ移民官ハ一ケ年間毎ニ限り延長ヲ許可シ得

新規許可證發給又ハ許可期間延長ノ申請ハ總テ移民官ノ命スル規定ノ形式方法ニ基キ且移民官ノ宣誓ノ下ニ執行サルヘシ

入國禁止

第二十九條

(A) 左記ニ該當スル外國人ハ比律賓ニ入國スルヲ禁

ス

- (一) 白痴或ハ精神病者及嘗テ精神病者タリシ者
- (二) 危険ナル傳染病、癩癩其他公衆衛生上忌マハシキ疾患アル者
- (三) 敗徳邪曲其他ノ罪ニヨリ有罪ト決セラレタル者
- (四) 淫賣婦、娼婦ノ周旋者或ハ猥褻行為ヲ行フ者
- (五) 公安ヲ害スル虞アル者
- (六) 貧困者及浮浪又ハ乞丐ノ常習アルモノ
- (七) 一夫多妻主義ヲ鼓吹シ或ハ信奉シ或ハ實行スル者
- (八) 比律賓政府ヲ暴力ヲ以テ顛覆シ或ハ法律及官憲ノ定ムル規則ニ違反スルヲ示唆シ又ハ信スル者、政府ニ反對若クハ政府ニ信ヲ置カサル者、公務員ノ脅迫ヲ示唆シ、財産ノ非合法的破壊ヲ示唆又ハ教示スル者或ハ以上ノ主義ヲ教示又ハ企圖スル團體ノ一員又ハ連絡アル者
- (九) 十五歳以上ノ者ニシテ其ノ撰擇セル如何ナル外國語ニテモノノ通常用語使用ノ印刷物ヲ讀ミ得サル者、但シ本規定ハ比律賓市民權ヲ有スル祖父、祖母、父、母、妻、夫及子女又ハ比島ニ於テ法律上永住ヲ許可サレタル外國人ニハ適用サレズ
- (十) 移民官ニ於テ許可スルモ差支ヘナシト認ムルニ非サル限りノ入國禁止外國人同伴ノ家族
- (十一) 精神的ニモ體質的ニモ無能又ハ幼稚ノ爲如何トモシ難キ入國禁止者ヲ同伴セル者アルトキ其ノ保護若クハ入國禁止者ノ必要トスル保護

者ニ付キテハ移民官ニ於テ決ス

- (十二) 同伴者ナク又ハ兩親ノ許ニ來ルニ非サル十五歳以下ノ子女、但シ移民官ノ任意ヲ以テ如何ナル國籍ノ子女ノ入國ヲモ許可シ得、其他ハ之ヲ許可ス
 - (十三) 密航者、但シ如何ナル密航者モ移民官ノ任意ヲ以テ入國許可シ得ヘシ、其他ハ之ヲ許可ス
 - (十四) 雇傭者トノ約束又ハ要求ニ從ヒ熟練ヲ要セサル勞働ニ従事スヘク渡來セル者、本規定ハ本法第二十條ノ規定ニ基キ「非割當移民」ノ査證ヲ受ケタルモノニ適用サレズ
 - (十五) 比律賓ヨリ入國ヲ禁止セラレ又ハ追放セラレタルモノニシテ其ノ入國許可申請ノ日ニ於テ一ケ年以上ヲ經過セサル者、但シ本規定ハ移民官ノ任意ニ撤回シ得ヘシ
 - (十六) 本法第四十三條ノ規定ニ基キ貧窮ノ爲比島政府ノ費用ヲ以テ移送セラレタル者及再渡來ノ申請ニ付移民局ノ承認ヲ得居ラサル者
 - (十七) 許可申請ニ際シ本法ノ規定ニ基ク必要書類整備セサル者
- (B) 本項ノ規定ニ拘ハラズ移民官ハ其ノ任意ヲ以テ左記ニ該當シ且必要書類整備セル如何ナル外國人ノ入國ヲモ許可シ得ヘシ
- (一) 法律上比律賓ニ永住シ居ル外國人ニシテ一時の旅行動ヨリ歸リタル者
- 特別規定
- 第四十七條 本法ノ規定ニ拘ハラズ次ノ諸項ニ關シテハ大統領ニ其ノ權限ヲ賦與ス

(A) 公益ニ背反ナカルヘシトスルトキ

- (一) 大統領ハソノ定ムル條件下ニ於テ非移民ニ對シテモノノ提出書類ノ必要條件ヲ放棄ス
 - (二) 大統領ハソノ命スル條件下ニ於テ本法規定以外ニアラサル外國人ニシテ一時の期間渡來スル者ハ非移民トシテ許可ス
 - (三) 大統領ハソノ命スル條件下ニ於テ移民ニ對スル旅券ノ必要條件ヲ放棄ス
 - (四) 比律賓市民ニ對シテモ之ト同様ノ取扱ヲ行フ限リ該國國籍ノ非移民ニ對シテハ其ノ對抗査證料ノ減額若クハ廢止ヲナス
 - (五) 「コレラ」若クハ其他危険ナル傳染病ノ流行スル外國ヨリノ比島入國ヲ停止ス
- (B) 大統領ハソノ命スル條件下ニ於テ人道主義的理由及公益ニ背反セサルトキ宗教的、政治的又ハ人種的理由ニ基ク外國人避難民ハ入國ヲ許可ス
- なほ外務省調による昭和九年以降我が國の比律賓入國移民數は次の如くである(實數とは再渡航者及呼び寄せの婦人を除く新規移民數である)。
- | 昭和 | 全數 | 實數 |
|------|-------|-------|
| 九年 | 一、五四四 | 六八〇 |
| 十年 | 一、八〇二 | 八四〇 |
| 十一年 | 二、八〇九 | 一、四八六 |
| 十二年 | 三、八七六 | 二、二七六 |
| 十三年 | 二、三八八 | 一、一七四 |
| (平均) | | 一、二九一 |